若者支援の基本的なスタンスと総合的支援の展望

NPO 法人文化学習協同ネットワーク 佐藤 洋作

はじめに

まず、私の方では若者支援を考える場合の基本的なスタンスというのでしょうか、そもそも若者支援とは何なのかという、基本として押さえなくてはならないことについて現場から少し考えてみたいと思います。

若者支援の第1歩は、若者のニーズに応えることにあります。若者への深い理解が支援の第1歩となると言えるでしょう。この若者を理解する上で、世界共通の趨勢として若者の社会への移行が困難になっている事実と日本的特質をおさえておかなければなりません。また、若者の困難は若者自身の問題であり社会の問題でもあるという事実をしっかりと踏まえなければなりません。それは、主体と社会の相互関係のあり方を問うことになります。いうまでもなく、若者は支援の対象であるとともに主体です。支援とは若者が自ら困難を乗り越えようとする主体性を支える営みであると言えるでしょう。

1. どんな若者が支援機関を利用しているか

私たちの支援機関を訪れる支援対象の若者の中核群は不登校やひきこもりの経験者と言えます。これは、いくつかの調査においても明らかとなっている事実です。例えば、NPO 法人文化学習協同ネットワークの交流スペースを利用する若者調査では、不登校やひきこもり経験のある者が60%となっていました。性別では、男性が女性のおよそ倍となっています。最終学歴は、中学4%、高校30%、専門学校23%、大学43%となっており、支援機関を訪れる若者の約70%が専門学校・大学の卒業者です。これは、移行の困難さを現しているひとつの事実であると言えるでしょう。さらに、彼らの30%は、過去に、いじめを経験していました。また、職業経験では、正社員が9%、アルバイト経験(日雇いを含む)が57%、職業経験無し34%となっていました。ここにみるように、支援機関を訪れる若者達は、不登校やひきこもりを体験しながらも必

死に教育機会を求め仕事にも挑戦する若者なのです。

私は、かつて「『ニート』状態に陥った若者たちの、そこへと至る経過や生活状態、生活意識にアプローチするのは困難な課題である。若年無業者にくくられて若者支援施策対象として注目される若者たちであるが、彼(彼女)たちは社会からひきこもっているだけにその実態は見えにくく、また『ニート』状態へと至る経緯は多様であるから一律には『ニート』像を語ることは難しい。しかし、いまだその全体像は明らかにされてはいないものの、政府の若者自立支援施策の現場などから、しだいに困難な状況に陥っている若者たちの現実が見え始めている¹⁶」ことを指摘しました。

今、様々な困難を持つ若者は、"教育からの排除"と"仕事からの排除"を とおし、社会的に排除されつつあるのです。

2. 若者の困難の背景は複合的

移行の困難な若者達は、"学校段階で友達関係や学業でつまずき、不登校になった若者" "高校時代にますます事態はきつくなり、とうとう中退してひきこもった若者" "高校卒業資格を取り専門学校や大学にすすむも、エネルギーを枯渇させ仕事の世界に入っていけない若者" "就労しても、厳しい労働環境から早々に離職せざるを得なかった若者" "発達障害や精神疾患を抱え学校から社会への移行を達成できない若者"と様々でしょう。しかも、その背景も至って複合的です。

彼らの困難は、学校時代のいじめ体験、学業不振、受験の失敗、家族の崩壊、 精神疾患や発達障害、仕事上の失敗など、多様な要因が重なり合い絡まり合っ ていることが多いのです。

現代日本の際だった競争的秩序が子どもたちの生活世界をも熾烈な生存競争の場へと変容させ、子どもたちの友人関係を複雑で屈折したものに歪め、脆弱なものにし、学校では選別の教育が深く根を下ろし、厳しい規律と教師への忠誠競争によって管理が強化され、子どもたちの中には嫉妬心や恨み心などの屈折した心理が形成されます。学業不振や受験の失敗は、そのなかで"素の自分"

¹⁶ 佐藤洋作,2007,「コミュニケーション欲求の疎外と若者自立支援――『ニート』状態にある若者 の実態と支援に関する調査報告書を読む(特集/若者の進路不安と支援)」『教育』57(12): 24-33.

を押し殺さなければならいのです。

また、若者達を育てる家族は決して豊かではありません。内閣府の調査¹⁷でも明らかなように、貧困世帯の出現率がひとり親世帯、特に母子世帯に高いことが明らかとなっています。また、生活費の不足など経済基盤が脆弱な家庭の比率が貧困世帯では明らかに高く、貧困家庭の子どもは非貧困家庭の子どもと比較すると、学校での成績は下の方に偏る傾向があり、授業の理解度が低く、学校の授業以外の勉強時間も短いことが指摘されています。親の健康や自尊感情についても家庭の経済状況との相関がみられたと報告され、貧困世帯の親は、総合的な健康度と心の健康の双方で、貧困でない世帯の親に比べ良くないことが明らかであったとされています。家族の崩壊要因の1つとなる親の精神障害や失業など、今後若者支援との関わりで捉えていかなければならない課題は山積しています。

内閣府の調査を通して、藤原千沙さんは、例えば、ひとり親世帯とふたり親 世帯と相対的貧困層との関わりを次のように指摘しています。

ふたり親世帯で貧困層にあるのは7.9%と1割弱であるのに対して、ひとり親世帯では48.2%と約5割であり、母子世帯に限ればその過半数(52.2%)が貧困層となっている。ふたり親世帯は全体として貧困層は少ないものの、実父と実母から成る世帯の7.6%に対して、それ以外の世帯は20.0%と差が大きい。ふたり親世帯であっても、養父や継母がいるステップファミリーは、離婚後に再婚、非婚出産後に結婚など、過去にひとり親世帯であった経験を有することが多いことから、ひとり親世帯と類似的な特徴をもつのかもしれない18。

私たち、支援の現場に登場する若者達のなかには、子ども期から青年期への 移行期において両親の離婚や家業の傾き、失業などが重なって家族からの支援

¹⁷ 内閣府, 2012,「平成 23 年度『親と子の生活意識に関する調査』」,共生社会政策ホームページ,(2012年 11月 27 日取得,http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/life/h23/pdf_index.html).

¹⁸ 藤原干沙, 2012,「5 ひとり親/ふたり親世帯の格差と貧困の影響」, 共生社会政策ホームページ, (2012 年 11 月 27 日取得, http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/life/h23/pdf/zenbun/4-5.pdf).

を受けられなくなり孤立してしまった事例が多く認められるのです。また、両親の高齢化や死亡、貧困化などにより、支えを失い外に支援を求めてくる30代後半の若者も出ています。少し前まで、支援機関を利用する若者の年齢は、20代の中頃が一番多かったのですが、最近では10代後半から30代後半まで幅広い年齢層に広がってきています。この状況は、相対的貧困層の増加との関わりがあると言えるでしょう。

この状況から、支援内容は、単なる就労支援の範囲を超えて学業相談や進路 相談から生活相談まで、多様で複合的な内容となることが求められていると言 えるでしょう。

3. 深い人間関係の不安

2004年、5年くらいからニートという言葉で、主体の問題として、働けない若者たちについてどのような支援をすればいいかということで、単なる就労支援だけではない、総合的な支援が必要となり、全国的に様々な、多様な事業展開が始まりました。

若者たちの困難というものは非常に多岐にわたっていて、学校時代からのいじめ体験、学業不振あるいは受験の失敗、家族の崩壊、あるいは精神疾患や発達障害、仕事上の失敗など多様な要因が重なりあいながら、絡まり合いながら、とうとう、最近では社会的排除という言葉で、社会への接続をたってしまう、そういう状況が生まれてきています。

最近では、若者たちが "失われた 10 年、20 年"のなかで、社会へつながっていくきっかけを失って、不安定雇用にもつくことはあるのですが、その現場からもドロップアウトしてひきこもり状態に入っていく、それが非常に長期化して 10 年、15 年となることがざらにあります。そのような状態が生まれてきて、35 歳を過ぎて、若者支援の対象者が 30 歳まで、34 歳まで、39 歳までと段々と高齢化し、親が面倒を見きれなくなった家庭の中にひきこもっていた若者たちが、非常に困難な状態になって支援を求めてやってくるというような状況が広がってきています。

訪れる若者たちのニーズということになりますが、どのような仕事をしていいのかわからないというキャリア相談から始まるのですが、その奥にある悩み

として、社会に出ること、対人関係が不安で、仕事に向かっていける状況ではないのだという立ちすくみ状況にあると言ってよいと思います。ですから、就労支援までは相当距離があります。さまざまな取り組みを通してようやく就労支援というテーマにつながっていくのだろうと思います。ですから、支援内容は多様であり、それゆえ非常に支援実践というものがそれぞれの団体によってそれぞれの取り組みが行われていて、10 あれば 10 ニュアンスが違ってくるということで、当然そこにはそれが本当に若者支援といえるかといったような取り組みも含めて、まだ、我が国の支援現状というのは方向性が定まっているわけではないのです。

さて、立ちすくみの諸相ということになりますと、やはり今、山本先生の方からも、この間の70年代、80年代の競争主義的なストレスの中でさまざまな子どもの問題、若者問題が引き起こされてきたということなのですが、どうやらそうした若者問題の根幹のところにある背景がだんだん見えなくなっていると思うのです。

やはりいくらか考えてみますと、彼らのしんどさというのは共通していると思います。評価的なまなざしによる状況が彼らを動けないようにしている心的状況だと思います。そのことと関連しながら他人との応答関係が築けない、コミュニケーションがなかなかうまくいかない、そのような自閉状況と裏表の問題だと思いますが、評価的なまなざしに呪縛されるがゆえに、自由で水平的なコミュニケーション関係を創っていけない状況があると思います。主体が弱くて、生を縮減¹⁹させて生きながらえているというような状況があるなかで、我々は、一緒に探していこうと随行することができるのですが、探す主体がなかなか大きく膨らんでいないというのが現状ではないでしょうか。

この為、「これでいいんだ」という自分を確認することができずに、自己像を描くことができないという状況が生じるのです。不登校問題のなかでも、自己肯定感情ということでずっと議論してきた状況がいまだに存在しているのです。そして何よりも若者支援の現場で困難なのは、こうしたい、ああしたいと、こういうふうな方向に進みたいと欲求する自己、つまり、ありたい自己を探す

¹⁹ 清眞人, 2007, 『創造の生へ――小さいけれど別な空間を創る』はるか書房.

主体が成立していないのです。自分さがしを応援するというよりも、自分のなかに自分さがしを立ち上げていくと言うことが今求められているのではないでしょうか。

4. 若者たちの自己承認欲求と社会的包摂

支援のテーマが、自分さがしを立ち上げることから抜けられない限り、どんなアドバイスもどんなキャリア的カウンセリングも主体のニーズを抜きにした外からの支援になってしまうのです。主体そのものを置いてけぼりにした支援になってしまうという問題点があると思います。ですから、若者の生きづらさといったら、まさにこの、自由なコミュニケーションを通して自分の役割を果たしながら主体的に社会的な輪に参加していく、そういうことができない。その自信と意欲を持ち合わせていない。そして孤立して立ちすくんでいる。そういった心的状況だと思います。これはもうどこの支援現場でも支援者が口にすることであり、共通な若者の状況だと言ってよいと思います。

なぜ若者が立ちすくむのか、先ほどの歴史的な振り返りが当てはまると思いますが、不登校や中退、あるいは学業不振など、いわゆる教育から排除され、場合によっては家族から排除され、その結果として仕事から排除され、そして公的扶助のセーフティーネットからも落ちこぼれてしまって、一切の人間関係から排除され、立ちすくむ若者。そのような極限的な状況というのは、個々にあるわけです。そういう若者や若者の環境であることは、日々私たち実践者は突きつけられていると思います。まさに教育から排除される。あるいは、あるその青年期の一時期、流れから降りることがあったとしても、そこからやり直すことができる。あるいは、学びなおすことができる。そういうリカバリーのシステムが、セーフティーネットとして社会のなかにたくさん張り巡らしてあるならば、その失敗を、「失敗は成功のもと」というかつてのことわざのように踏み台にしていくということだってあり得るかもしれませんが、今ではそれは全く考えられません。1回失敗すると、ずっと失敗する。「すべり台社会²⁰」という言葉もありますが、本当に1回落ちたら歯止めがきかない、そういう不

²⁰ 湯浅誠, 2008, 『反貧困――「すべり台社会」からの脱出』岩波書店.

安、深刻な状況があってですね、そのことが若者たちをさらに不安に陥れている、という状況があります。ですから、教育からの排除はさまざまな排除を呼び込んでいき、ついには仕事からの排除にまっすぐつながっていくという社会の弱さ、貧しさというものが、若者の不安の背景にあるのではないかと思います。

4-1. 韓国の実践に学ぶ

今日、韓国からの報告の中ではまさに、Akii さんのお話を聞きながら、私 たちがずっとテーマにしてきた問題が、まさに今、韓国の中で熾烈な状況で若 者を苦しめている、追い込んでいるのではないかと感じます。その中からまた 私たちの実践から学びながら、韓国では新たな実践、理論が、方法が、生み出 されてきているということを、報告から学ぶことができると思います。そこで、 若者たちのニーズというものを改めて考えてみますと、本当に狂おしいばかり に、「自分を認めてほしい、わかってほしい」という対人不安があり、孤立し ているかのように見えて、その実、その中の心理状況が、「自分をわかってほ しい、認めてほしい、仲間にしてほしい」という、青年期の欲求ですよね。そ れが20歳になっても、30歳になっても、彼らの中には満たされないまま渦巻 いていると、そしてそれを無意識のうちに眠らせていたものが、我々との出会 いの中で、活性化してそしてそこへと我々が支援をしていくこと、寄り添うこ とによって、現実的なテーマになっていくということです。それを実現してい くためのさまざまなプログラムをどう創っていくかということは、極めて重要 な取り組みになっていくのではないかと思います。まさに、自己承認欲求では ありますが、それは人間関係の回復欲求の裏表の問題だと思います。若者支援 の本質は、人間関係から排除され、孤立無援状態の中にいる若者たちの自己承 認欲求にこたえながら、豊かな人間関係へと若者たちを再びつなぎ入れていく ことに尽きると思います。これを抜きにしたさまざまなサービス、若者支援サー ビスが若者を本当に支援していることになるのか、まさに適応を迫ってとりあ えず社会にでてみようという、非常に表層的な支援の在り方といったように、 さらにその支援に乗れなかった自分をさらに追い込んでいく、ひきこもりの問 題は解決するどころかさらにひきこもりの中に差別が生まれてくるといった危 険性も否定できないのではないでしょうか。そのような中で若者の潜在的欲求を実現する社会政策とは何なのかということを、これをまさに議論をしていくこと、ディスカッションの中でも我々が次に進むためには何が必要なのか、何を社会に提言していく必要があるのか、ということを多いに現場から、あるいは理論的な制度を通して議論していきたい、場合によっては国を越えて、現代を生きる若者たちの層の中にそのような共通認識を創りながら社会に提言していきたいと思います。

まさにわれわれ支援者というのは、そういう若者たちの要求を共に、共有しながら社会に参加していくと考えています。この辺は南出さんの報告の中にあると思いますので割愛します。

4-2. 今、必要となっているアウトリーチとやり直しシステム

この間7~8年、まだ10年にも満たない国の政策の中で、何が生まれて何ができて、何が課題になっているのか。おそらくその中で、谷口さんの報告は最も先進的な政策の実行者として、全国の中でも非常に先を行く実践者として、佐賀のほうで実践されています。その中でできたこと、まだこれからの課題になっていることを、そこからまたできたらと考えています。その中でふれますと、サポートステーション事業とは、来年度から115か所で若者の総合支援窓口として全国に配置されるというもので、この間急速に進められてきた政策であります。基本的には「どんな若者でもやってきなさい」、「下駄履きでやってきなさい、相談にのりますよ」、「仕事に就くだけじゃないですよ」、「色々な進路相談にのりますよ」といった窓口ですが、そこに必要なものは何なのかということです。この間ででてきているものは、来る若者を待つのではなく、若者の中に社会的なサービスを届けながら、プログラムを届けながら、若者と一緒にそこから再度立ち上がっていくような伴走型の支援が必要であるということです。これが谷口さんのところでもっとも特筆すべき実践だと思います。その辺りのお話をいただきたいと思います。

あと、やり直しシステムと言うのでしょうか。学び直し支援事業というので しょうか。そのようなものがプログラムとしてもつくられてきています。要す るに、もう1度、どの時点からでも、主体の学びをつくり直しながら、この学 びが青年期の課題をもう1度主体形成という、自己の再構築という枠組みで考えられている話題ではありません。資格を取らせるとか、遅れている基礎学力をもう1度勉強するというレベルのような気もしますが、単にトレーニングをしたり、精神的な喚起、意欲喚起をしてエンパワメントして適応させるというよりは、適応主体のスキルも支えなければ、ワークフェア的な、働けるようになるというようなスキルアップをきちっとつけていかなければならないという流れがでてきたのだろうと思います。

それからもうひとつ、高校の不登校、高校中退と言った早期のリスク回避に もメスを入れてシステムをつくっていかなければ、どうやら学校から社会への 移行期が非常に困難になっています。その移行期を支える仕組みを作らなけれ ばならないという問題意識も、この間で出てきたと思います。そして全国で は、学校教育外のそのような支援プログラムを繋げていくという取り組みも進 んできています。それからこの間、生活困窮家庭の子ども達を1人前にしてい く、自立をさせていく、家庭的な資源を持ち合わせていない家庭への支援を社 会的なテーマとして引き取って、進路保障、あるいは青年期をトータルに、継 続的に、包括的に、ということも進んできました。これは求職者支援制度とい うのですが、これは第2のセーフティーネット21という形で、長期失業者ある いは雇用保険がある人の拠出金を還元する形の失業者に対する再職業訓練や失 業給付が今までは行われてきました。しかし、私たちが対応している若者たち は、1回も働いたことがないとか、非常に長期に失業状態にあるとか。このよ うな若者には適用されないので、再度やり直すことがなかなかできないという ところで、そのような訓練生活支援給付金をつけながら、家から出れば10万円、 家にいても条件が揃えば本人にそれが給付されながら、無償で職業訓練を行う ということを可能にする制度ができてきました。これは大きな前進ですが、必 ずしも使い勝手がいいというわけではありません。緊急人材雇用政策(2009年) で出てきたものなので 2009 ~ 2010 年までの 3 年間の有期の制限的な政策で今 後どうなるかわかりませんが、ただ、われわれ若者支援の現場は、この制度を 使って様々な取り組みをこの間に本当にいろいろとやってきました。その中で、

⁻

²¹ 求職者支援法(2011 年施行)

社会的企業と言うのでしょうか。若者たちを取り込みながら、そして本格的に 就労していくための教育機関や教育的なプログラムも持ちながら、いわゆる移 行的な労働市場をつくりだしながら、若者たちを単にカウンセリングだけでは なくて、現場で学びながら働きながら、そして働く自分を発見しながら、その 中で働く自分の力も獲得しながら社会へと繋げていくという仕組みが、この 3 年間ぐらいで急速に様々な取り組みが行われてきました。

4-3. 韓国の社会的企業に社会的包摂への1歩を学ぶ

そのような中で、われわれがぜひ学びたいと思っているのが、韓国の社会的な企業育成法です。法律的な裏付けをもって、人生前半の社会保障、やり直しのきく、子ども・若者への支援の在り方から検討されてきているのだと思います。これもこの2~3年の取り組みです。それから子ども・若者育成支援推進法という形で、子ども・若者を支援するのは地域である、地域を越える様々な機関のネットワークであるというものを効率化したと考えられると思います。この中には、子ども・若者自らがその社会形成の主体として、参画者として、子ども・若者は参加せよ、という項目があるのですが、必ずしも現実はそのようになってはいませんが、そうした理念を中に取り込んだ法律が初めてできたと言っていいと思います。佐賀の実践はこの法律の制定とともにさらに発展してきていると思います。随行的な継続支援として、サポートサービスという事業も年齢の枠を取り払った伴走型支援という仕組みでモデルが生まれてきています。

最後に若者の社会への包摂ということで、自信を失い立ちすくんでいる若者 たちが心身の活動性を取り戻しながら、他者との共同関係の中に参加していく ことを、若者の社会的包摂だと思います。そうしますと、適応するということは、不適応がいいというわけではありません。適応していって欲しいのです。社会 を妬んだり、ひきこもっていたりしても困ります。社会にどう参入していくか、適応していくかがひとつのテーマです。しかし、その参入を保障する場が、いかに新しい自己をつくりだしていくか。主体的に参入していける主体をどうつくっていくかという教育の場であり、学びの場が保障されて初めて、単なる適応ではなく、自分なりの適応の仕方、仲間とともに社会に参入していく。まさ

に新たな居場所を社会につくりだしていく主体として、社会に参入するという 学びのシステムをどうつくっていくかということが、おそらく支援の現場では 重要な課題になると思います。若者にとっての居場所というものが、ここでは もう1度テーマになっていくのではないかと思います。

私たちも肯定的関係性を結び、「この自分でも生きていける」という実感を見出しながら、自己承認欲求を充足させ、次の社会参加や求職活動に辿るベースキャンプが必要です。依存的自立など、自立をどう言うか。いろいろな自立の捉え方があると思いますが、これも Akii さんのところの支援哲学の基礎になっているのではないかと思いますが、若者同士がともに依存しあいながら、媒介しあいながら自立したり、また、立ち止まったりという行きつ戻りつの過程を保障するプロセスそのものが自立であると思います。それを支える場というものをどうつくっていくかが課題になっていくと思います。そして強制的に適応させて、トレーニングして、文句を言わずに、現実は厳しいものだと、そのような厳しい現実に向かって対抗していく力が必要だと思います。意欲や協調性などいろいろなあいまいな言葉で若者を追い込んでいく。そして、我々のところにやってくる、少し不器用だったり、引っ込み思案だったり、そのような若者にとっても大変な、抽象的な圧力をかけながら追い込んでいく言葉、それから彼ら若者を解放していくためには、こうしたベースキャンプが必要ではないかと思っています。

5. さまざまな試みを恒久的なシステムに

このベースキャンプを充実させる為には、整備されてきた我が国の若者支援 政策を恒久的な制度としていくことが必要です。これに関しましては、南出さ んがそのご報告でご指摘されると思います。現在、サポートステーションが取 り組んでいる「高校中退者等アウトリーチ事業²²」や「学び直し支援事業」は、 サポステの支援スタッフが高校と連携して不登校ぎみや、中退して間のない生 徒への在学・復学支援から就労支援まで継続して取り組もうとするものです。 これは、立ちすくむ若者達が、社会に参加する力を獲得する重要な取り組みで

²² 実施期間: 2012 年 4 月 1 日~ 2013 年 3 月 31 日

あり、若者支援に関わる教育と福祉の従事者が柔軟かつ強固な連携を可能とする取り組みです。さらに、貧困の世代間継承を断ち切ることを目的とし、生活保護世帯の子どもや若者の支援が社会福祉事務所のケースワーカーと若者支援スタッフの連携により取り組まれています。その取り組みのなかでは、かつてひきこもりであった若者や貧困のなかで暮らしてきた若者達が支援者となり、中三学習会に取り組んだり、アウトリーチを行っています。また、求職者支援制度も移行期支援政策の重要な政策の1つと言えるでしょう。これは、「訓練・生活支援給付金(2011 年廃止)」付きの介護やパソコンなどの3ヶ月程度の訓練制度を引き継いだものであり、求職者が職業訓練を受けながら生活費用月10万円を受け取る制度です。2009 年度から実施されたものであり、受講費は無料となっています。また、ソーシャルワーカーを地域に配して、当事者の支援ニーズに合わせて、さまざまな支援体制をつなげて、当事者本位の継続的で伴走型の支援システム構築を目指すパーソナルサポート事業も始まっています。

このようないくつかの移行期支援政策とともに、2010年には子ども・若者育成支援推進法が施行されました。社会生活に支障をきたしている子ども・若者に対して、総合的な支援や環境の整備などをおこなうことを目的としています。従来の対応では複合的原因への有効な対応にはならないことから、縦割り行政の弊害をなくすことが目的の1つであると言えます。自治体が中心となり、児童相談所や保護観察所、NPOなどで構成するネットワーク「子ども・若者支援地域協議会」が支援の中核に位置づけられています。

このような事業や制度が、恒久的な若者支援政策となっていくことが、我が国の若者支援を発展させるためにはなによりも必要でしょう。さらに、この恒久的な若者支援の中核に座るのが、中間的な働き場ではないでしょうか。今日は、基本的な話をして中間的な働き場がどういうことをやっているのかということをお話しする時間が無くなりました。若者の社会への包摂は、自信を失い立ちすくんでいた若者たちが心身の活動性を取り戻しながら他者との協働関係の中に参加して行くことであり、参加主体を育てる協働関係(場)があってはじめて職業能力や「対人スキル」(個々人のエンプロイアビリティ)は開発されると言えるでしょう。

若者にとっての居場所とは、出会う他者との肯定的関係性をむすび、この自分でも生きていけるという実感を生み出し、自己承認欲求を充足させていきながら、次の社会参加や求職活動に向かうベースキャンプとなるものです。若者支援の現場は、利用者にとって1つの居場所であり、支援者によるケアと若者主体の学習運動が重なり合う場です。ここには、当事者運動への可能性が潜んでいると言えるでしょう。

中間的な働き場は、居場所機能と学習機能を持った働き場であり、他者との協働関係を通して働きながら学ぶ機会を通し、働く自信を獲得していくことのできる学習機能を持った場です。また、そこは、有給雇用にとらわれないボランティア的、訓練的な性格を帯びた働き方を通して、職業訓練や職業紹介を組み合わせながら本格的な労働市場への移行を支援する中間的な働き場(移行的労働市場)となることが求められています。

おわりに

若者支援実践の核心は、若者たちが他者との共生的な(対話的な)関係性を生み出し、それに支えられながら社会や働くことへの安心感や信頼を回復していくプロセスを支えることだと考えています。後半のディスカッションの中で、事例として日本ではどのようなことができているかという話にもふれながら、皆さんと一緒に考えていきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。